

決議案第1号

「地方自治」の実践に向け、議会活性化を推進する決議

上記の決議案を次のとおり提出する。

令和6年11月8日

| | | | | | |
|-----|----------|---|---|---|---|
| 提出者 | つくば市議会議員 | 皆 | 川 | 幸 | 枝 |
| 賛成者 | つくば市議会議員 | 黒 | 田 | 健 | 祐 |
| | 〃 | 木 | 村 | 清 | 隆 |
| | 〃 | 飯 | 岡 | 宏 | 之 |
| | 〃 | 橋 | 本 | 佳 | 子 |
| | 〃 | 小 | 野 | 泰 | 宏 |
| | 〃 | 塩 | 田 | | 尚 |
| | 〃 | 金 | 子 | 和 | 雄 |

「地方自治」の実践に向け、議会活性化を推進する決議

つくば市議会では、2015年、地方分権と自治の時代にふさわしい開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために、議会基本条例を制定した。

この条例では、「地方分権が進む中、議決機関である議会は、多様な市民の多様な意見をより把握し、これまで以上に公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求め、議員同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。」と記されている。

国においても、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正や、個性豊かな地域社会の形成、高齢社会・少子化社会への対応することを目的とし、地方分権一括法が1999年に成立している。この法改正により、機関委任事務制度が廃止され、中央政府の後見的監督の下に置かれてきた地方自治体の自律性を高め、地域における行政は地域の「自己決定」と「自ら治める責任」とを原則として運営されることになり、地方と国は「対等」という位置付けとなった。

現在でも、東京一極集中、高齢化対策、少子化対策、所得格差、ジェンダーなどの諸課題が山積している。これらの課題解決のためには住民が自らの意思で地域の実情や特性に応じ、行政事務が自律的・自主的に運営される「地方自治」を確立していく必要がある。住民相互が協議し、合意を得て、自分たちの判断と責任において地域の公共的な諸問題を解決し処理することが、多くの住民にとって身近な地方自治体の運営を通じた民主主義の実践にもつながる。

つくば市議会は、今後も、市民生活の諸課題の解決に向け、議会基本条例の理念に基づき、市民が議会に参加する仕組みや、議会での議論を尽くすための仕組みづ

くりなどの議会活性化の取組を継続、加速していく。

以上、決議する。

令和6年11月 日

つくば市議会

(提案理由)

「地方自治」の実践に向け、議会活性化を推進するため、決議するものである。